

改正案	
目次	第一章 総則（第一条―第一条の三十八） 第二章の二 児童相談所（第二条―第五条の二） 第三章の三 児童福祉司（第五条の三―第六条） 第一章の四 保育士（第六条の二―第六条の三十七） 第二章 福祉の保障（第七条―第三十六条の三十） 第三章 事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十の二―第三十九条） 第四章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第三十九条の二） 第五章 雑則（第四十条―第五十条の三） 附則
第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第四十三條に規定する児童発達支援センターその他の次條に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。	第一条の二 法第六條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。

改正案	
目次	第一章 総則（第一条―第一条の三十八） 第二章の二 児童相談所（第二条―第五条の二） 第三章の三 児童福祉司（第五条の三―第六条） 第一章の四 保育士（第六条の二―第六条の三十七） 第二章 福祉の保障（第七条―第三十六条の三十七） 第三章 事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十一―第三十九条） 第四章 雑則（第四十条―第五十条の三） 附則
（新設）	（新設）

（傍線部分は改正部分）

第一条の二の二 法第六條の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第四十三條に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。	（新設）
第一条の二の三 法第六條の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）（第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）（その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認める施設とする。	（新設）
第一条の二の四 法第六條の二第七項に規定する障害児支援利用計画案に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及び障害児の保護者の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。	（新設）
2 法第六條の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、通所給付決定保護者（同条第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び当該通所給付決定保護者に係る障害児の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び日時並びにこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する	（新設）

上での留意事項とする。

第一条の二の五 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定め

る期間は、障害児及びその保護者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

一 通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者 一月間（ただし、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。）

二 前号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間
イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

三 前二号に掲げる者以外のもの 六月間

第一条の二の六 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

（新設）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二第三項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

第一条の二の七 （略）

第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。

第五条 法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後四月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものとする。

第六条 法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等（同項に規定する要支援児童等をいう。以下この条において同じ。）に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものを、要支援児童等の居室において、養育に関する相談及び指導を行わせることを基本として行うものとする。

第七条 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

第一条の二 （略）

第一条の四 法第六条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。

第五条 法第六条の二第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後四月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものとする。

第六条 法第六条の二第五項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等（同項に規定する要支援児童等をいう。以下この条において同じ。）に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものを、要支援児童等の居室において、養育に関する相談及び指導を行わせることを基本として行うものとする。

第七条 法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

一〇三（略）

第一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

第一条の九 法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「養育者」という。）の住居において、複数の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。）が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

第一条の二十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせ

は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

一〇三（略）

第一条の八 法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

第一条の九 法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「養育者」という。）の住居において、複数の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。）が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

第一条の二十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づく義務教

るよう努めなければならない。

第一条の三十一 法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。

一〇四（略）

② 補助者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者でなければならない。

第一条の三十二 法第六条の三第九項に規定する厚生労働省令で定める者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第一条の三十三 法第六条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める人数は、四人とする。

② 法第六条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者

第一条の三十四 法第六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める研修（以下「養育里親研修」という。）は、厚生労働大臣が定め

育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

第一条の三十一 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の十九第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。

一〇四（略）

② 補助者は、法第三十四条の十九第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者でなければならない。

第一条の三十二 法第六条の二第九項に規定する厚生労働省令で定める者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第一条の三十三 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める人数は、四人とする。

② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 要保護児童（法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者

第一条の三十四 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める研修（以下「養育里親研修」という。）は、厚生労働大臣が定め

る基準を満たす課程により行うこととする。

第一条の三十五 法第六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものである。

第六条の七 法第十八条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第二号様式によるものとする。

② 法第十八条の十六第二項（同法第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十七第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

③ 法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用があるものとされた法第三十四条の五第二項及び第四十六条第二項の規定において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第四号様式によるものとする。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- 一 児童発達支援 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 日用品費
 - ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

る基準を満たす課程により行うこととする。

第一条の三十五 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものである。

第六条の七 法第十八条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第二号様式によるものとする。

② 法第十八条の十六第二項（同法第三十四条の四第二項、第三十四条の十三第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

③ 法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用があるものとされた法第三十四条の四第二項及び第四十六条第二項の規定において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第四号様式によるものとする。

（新設）

二 医療型児童発達支援 次に掲げる費用

- イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 日用品費
 - ハ その他医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 三 放課後等デイサービス 放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第十八条の三 令第二十四条第一号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四 令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給

付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

三 支給を受けようとする特例障害児通所給付費の額
前項の申請書には、同項第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付

決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容

七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 障害児通所支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

二 肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）を行う医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額（令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に通所給付決定を受けている場合には、当該通所給付決定に係る通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。以下同じ。）

③ 市町村は、前二項に規定するもののほか、第十八条の十第一号に掲げる事項を勘案するため必要があるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

④ 通所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

⑤ 前項の書類の提出を受けた市町村は、障害児通所支援負担上限月額等（障害児通所支援負担上限月額及び肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

⑥ 前項の規定により通所受給者証の提出を受けた市町村は、通所受給者証に必要な事項を記載し、これを当該通所給付決定保護者に返還するものとする。

⑦ 通所給付決定保護者は、通所給付決定の有効期間（法第二十一条の五の七第八項に規定する「通所給付決定の有効期間」をいう。以下同じ。）内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に通所受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

⑧ 前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

⑨ 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所支給決定

保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならぬ。

⑩ 前項の申請をしようとする通所支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 申請の理由

⑪ 通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。

⑫ 通所受給者証の再交付を受けた後、失つた通所受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第十八条の七 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 二 当該障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- 三 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定通所支援の利用に関する意向の具体的内容

第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

第十八条の九 法第二十一条の五の六第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

第十八条の十 法第二十一条の五の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前三号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- 七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

八 当該申請に係る障害児の置かれている環境

九 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況

第十八条の十一 市町村は、通所給付決定を行ったときは、障害児通所支援負担上限月額等を、通所給付決定保護者に通知しなければならない。障害児通所支援負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第十八条の十二 法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項の申請をした場合とする。

第十八条の十三 市町村は、法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき障害児支援利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者に対し通知するものとする。

- 一 法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき通所支給要否決定を行うに当たつて当該障害児支援利用計画案を提出する必要がある旨
- 二 当該障害児支援利用計画案の提出先及び提出期限

第十八条の十四 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）がない場合又は法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者が指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合とする。

第十八条の十五 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者が作成する法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画案に準じて指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

第十八条の十六 法第二十一条の五の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

第十八条の十七 法第二十一条の五の七第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、通所給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。

② 通所給付決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の期間を通所給付決定の有効期間とする。

第十八条の十八 法第二十一条の五の七第九項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 通所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び通所受給者証番号（第十八条の五第一号に規定する通所受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 四 通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。第十八条の二十一において同じ。）

五 通所給付決定の有効期間

六 障害児通所支援負担上限月額等に関する事項

七 その他必要な事項

第十八条の十九 通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の七第十項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たっては、その都度、指定障害児通所支援事業者等に対して通所受給者証を提示しなければならない。

第十八条の二十 法第二十一条の五の八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

第十八条の二十一 法第二十一条の五の八第一項の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況

六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容

- 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由
- 八 その他必要な事項

第十八条の二十二 市町村は、法第二十一条の五の八第二項の規定に基づき通所給付決定の変更の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第二十一条の五の八第二項の規定により通所給付決定の変更の決定を行った旨
 - 二 通所受給者証を提出する必要がある旨
 - 三 通所受給者証の提出先及び提出期限
- ② 前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十三 第十八条の七及び第十八条の八の規定は、法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第二項の調査について準用する。この場合において、第十八条の七第一号中「法第二十一条の五の六第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

② 第十八条の九の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第三項の調査について、第十八条の十二及び第十八条の十三の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第四項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十四及び第十八条の十五の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第五項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十六の規定は

法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第七項の支給量について、第十八条の十八（第四号に限る。）の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第九項の通所受給者証の交付について準用する。

第十八条の二十四 市町村は、法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の返還を求めるものとする。

- 一 法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行った旨
- 二 通所受給者証を返還する必要がある旨
- 三 通所受給者証の返還先及び返還期限

② 前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十五 法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 通所給付決定保護者の属する世帯（通所給付決定保護者である

特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
- 二 当該申請を行う通所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額（令第二十五条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。第二十五条の十七第一項第二号において同じ。）
- 三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額
- 四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保

護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）、又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）、若しくは障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）、を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。）前項の申請書には、同項第一号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第十八条の二十七 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県

知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十三 法第二十一条の五の十五第二項各号（医療型児童発達支援に

係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三十までにおいて「誓約書」という。）

十四 役員の名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十八 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合

は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 医療法第七条の許可を受けた診療所であることを証する書類
 - 六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
 - 七 利用者の推定数
 - 八 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 九 運営規程
 - 十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十三 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項
 - 十四 誓約書
 - 十五 役員の名、生年月日及び住所
 - 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- ② 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。た

だし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十九 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設

備の概要

- 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 運営規程
 - 九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
 - 十三 誓約書
 - 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- ② 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
 - 二 誓約書
- ③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一

号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当である。

と認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十一条の五の十七第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

② 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要

な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限り。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限り。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- ③ 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者（株式会社である場合に限り。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者（持分会社である場合に限り。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- ④ 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与していること。
 - 二 法第二十一条の五の三又は第二十四条の二十六の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
 - 三 次のイ又はロに掲げる申請者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるサービスを行っていたこと。
イ 障害児通所支援に係る指定の申請者 指定通所支援

ロ 障害児相談支援に係る指定の申請者 指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する「指定障害児相談支援」をいう。以下同じ。）

⑤ 前条の規定は、法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十四第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。））において準用するときは、法第二十一条の五の二十一第一項、第二十四条の十五第二項又は第二十四条の三十四第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第十八条の三十四 （略）

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一項第四号、第十八条の二十九第一項第四号及び第十八条の三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道

第十八条の二 （略）

府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 児童発達支援 第十八条の二十七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項
 - 二 医療型児童発達支援 第十八条の二十八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項
 - 三 放課後等デイサービス 第十八条の二十九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項
 - 四 保育所等訪問支援 第十八条の三十第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号、第十一号及び第十三号に掲げる事項
- ② 前項の届出であつて、同項第一号から第三号までに掲げる障害児通所支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害児通所支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。
- ③ 指定障害児通所支援事業者は、休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。
- ④ 指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日

- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定通所支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十一第二項（法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

② 法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

③ 法第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の六様式のとおりとする。

④ 法第五十七条の三第三項、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の三の三第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の七様式のとおりとする。

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任すること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十

五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児事業者等の場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等の場合に限る。）

- ② 指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

- ③ 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区

分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、権限行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第十八条の四十 厚生労働大臣は、指定障害児事業者等が法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児事業者等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第十八条の四十一 法第二十一条の五の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、診療所とする。

第十八条の四十二 市町村は、法第二十一条の五の二十八第一項の規定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする。

② 通所給付決定に係る障害児が法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、法第二十一条の五の二十八第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等に対して支払うものとする。

第十八条の四十三 令第二十五条の十二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所

医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十四 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三号の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五号の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第十八条の四十五 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十六 令第二十五条の十二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七 令第二十五条の十二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（十八歳以上の通所者）（法第二十一条の五の十三第一項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下同じ。）にあつては、一万円）を下回る場合には千円（十八歳以上の通所者）にあつては、一万円）とする。（とす。ただし、令第二十五条の十二第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第一号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

② 前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。第二十五条の二十五第二項において同じ。）である者であつて、令第二十五条の十二第二項第一号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円（十八歳以上の通所者）にあつては、一万円）としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円（十八歳以上の通所者）にあつては、一万円）とする。

第十八条の四十八 都道府県知事が法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

② 前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診

療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九條に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。

③ 法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第④項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十四条 法第二十四条第二項（就学前保育等推進法第十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)
②～⑤ (略)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)
一の二 当該保育所が認定ことも園である場合にあつては、その旨
二～六 (略)
② (略)

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

第二十四条 法第二十四条第二項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)
②～⑤ (略)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)
一の二 当該保育所が認定ことも園（就学前保育等推進法第七條第一項に規定する認定ことも園をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、その旨
二～六 (略)
② (略)

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

費用とする。

- 一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。）次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 光熱水費
 - ハ 被服費
- 二 日用品費
 - ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの
- 三 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 日用品費
 - ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 被服費

四 日用品費

五 その他指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第二十五条の二の二 令第二十七条の二第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第二十五条の三 令第二十七条の二第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児入所支援負担上限月額(同条に規定する障害児入所支援負担上限月額をいう。以下同じ。)としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を障害児入所支援負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき入所給付決定(同条第四項に規定する入所給付決定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況

第二十五条の二の二 令第二十七条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第二十五条の三 令第二十七条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額(同項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)としたならば保護(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき施設給付決定(同条第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児に関する障害児施設給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等(障害者自立支援

六 当該申請に係る指定入所支援の具体的内容

② (略)

一 障害児入所支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

二 障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあつては、障害児入所医療負担上限月額(令第二十七条の十三第一項に規定する障害児入所医療負担上限月額をいう。以下同じ。)及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額(令第二十七条の十五の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。)に係るものを含む。以下同じ。)の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に入所給付決定を受けている場合には、当該入所給付決定に係る入所受給者証(法第二十四条の三第六項に規定する入所受給者証をいう。以下同じ。)

③ (略)

④ 入所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

⑤ 前項の書類の提出を受けた都道府県は、障害児入所支援負担上限月額等(障害児入所支援負担上限月額、障害児入所医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額

法(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の受給の状況

② (略)

一 負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

二 障害児施設医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。)を行う指定施設支援に係る申請を行う場合にあつては、障害児施設医療負担上限月額(令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額をいう。以下同じ。)及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額(令第五十条の二第二項の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。)に係るものを含む。以下同じ。)の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に施設給付決定を受けている場合には、当該施設給付決定に係る施設受給者証(法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。)

③ (略)

④ 施設給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

⑤ 前項の書類の提出を受けた都道府県は、負担上限月額等(負担上限月額、障害児施設医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。)を変更す

をいう。以下同じ。）を変更する必要があるときは、入所給付決定保護者に対し入所受給者証の提出を求めるものとする。

⑥ 前項の規定により入所受給者証の提出を受けた都道府県は、入所受給者証に必要な事項を記載し、これを当該入所給付決定保護者に返還するものとする。

⑦ 入所給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に入所受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護者との続柄

三 第一号第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 (略)

⑧ (略)

⑨ 都道府県は、入所受給者証を破り、汚し、又は失つた入所支給決定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、入所受給者証を交付しなければならない。

⑩ 前項の申請をしようとする入所支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

る必要があると認めるときは、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

⑥ 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設給付決定保護者に返還するものとする。

⑦ 施設給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に施設受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄

三 第一号第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 (略)

⑧ (略)

⑨ 都道府県は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、施設受給者証を交付しなければならない。

⑩ 前項の申請をしようとする施設支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護者との続柄

三 (略)

⑪ 入所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその入所受給者証を添えなければならない。

⑫ 入所受給者証の再交付を受けた後、失つた入所受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第二十五条の八 (略)

一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 (略)

三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の支給の状況

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の支給の状況

五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況

六 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前三号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況

七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定入所支援の利用に関する意向の具体的内容

八 当該申請に係る障害児の置かれている環境

九 当該申請に係る指定入所支援の提供体制の整備の状況

第二十五条の九 都道府県は、入所給付決定を行ったときは、障害児入所支援負担上限月額等を、入所給付決定保護者に通知しなければならない。

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄

三 (略)

⑪ 施設受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその施設受給者証を添えなければならない。

⑫ 施設受給者証の再交付を受けた後、失つた施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第二十五条の八 (略)

一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 (略)

三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児施設給付費の支給の状況

四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況

五 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前二号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況

六 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定施設支援の利用に関する意向の具体的内容

七 当該申請に係る障害児の置かれている環境

八 当該申請に係る指定施設支援の提供体制の整備の状況

第二十五条の九 都道府県は、施設給付決定を行ったときは、負担上限月額等を、施設給付決定保護者に通知しなければならない。負担

ならない。障害児入所支援負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第二十五条の十 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、入所給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と三年を合算して得た期間とする。

第二十五条の十一 都道府県は、法第二十四条の三第六項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した入所受給者証を交付しなければならない。

- 一 入所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該入所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び入所受給者証番号
- 四 入所給付決定に係る指定入所支援の種類及び量
- 五 障害児入所給付費を支給する期間
- 六 障害児入所支援負担上限月額等に関する事項
- 七 (略)

第二十五条の十二 入所給付決定保護者は、法第二十四条の三第七項の規定に基づき、指定入所支援を受けるに当たつては、その都度、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に対して入所受給者証を提示

しなければならない。

第二十五条の十三 削除

第二十五条の十四 都道府県は、法第二十四条の四第一項の規定に基づき入所給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により入所給付決定保護者に通知し、入所受給者証の返還を求めるとする。

- 一 法第二十四条の四第一項の規定に基づき入所給付決定の取消しを行った旨
- 二 入所受給者証を返還する必要がある旨
- 三 入所受給者証の返還先及び返還期限

② 前項の入所給付決定保護者の入所受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第二十五条の十 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる指定施設支援の種類に区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

- 一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。）
三年
- 二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）
一年

第二十五条の十一 都道府県は、法第二十四条の三第六項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した施設受給者証を交付しなければならない。

- 一 施設給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該施設給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 四 施設給付決定に係る指定施設支援の種類及び量
- 五 障害児施設給付費を支給する期間
- 六 負担上限月額等に関する事項
- 七 (略)

第二十五条の十二 施設給付決定保護者は、法第二十四条の三第七項の規定に基づき、指定施設支援を受けるに当たつては、その都度、指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）に対して施設受給者証を提示

なければならない。

第二十五条の十三 法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第二十四条の三第十項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第二十五条の十四 都道府県は、法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により施設給付決定保護者に通知し、施設受給者証の返還を求めるとする。

- 一 法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行った旨
- 二 施設受給者証を返還する必要がある旨
- 三 施設受給者証の返還先及び返還期限

② 前項の施設給付決定保護者の施設受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 入所給付決定保護者又はその属する世帯（入所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 入所給付決定保護者の属する世帯（入所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 入所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休業止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 入所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第二十五条の十七 高額障害児入所給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該入所給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び入所給付決定保護者証番号（第二十五条の十一第三号に規定

する入所給付決定保護者証番号をいう。以下同じ。）

二 当該申請を行う入所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額

三 当該申請を行う入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定に係る障害児が使用するものに係る同項第四号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う入所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該入所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは障害福祉サービスを受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所給付決定保護者証番号、入所給付決定保護者証番号又は介護保険法による被保険者証の番号

② (略)

第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定める入所給付決定保護者は、当該入所給付決定に係る障害児が二十歳未満である者とする。

一 施設給付決定保護者又はその属する世帯（施設給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者）をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 施設給付決定保護者の属する世帯（施設給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休業止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第二十五条の十七 高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該施設給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び施設給付決定保護者証番号（第二十五条の十一第三号に規定

する施設給付決定保護者証番号をいう。以下同じ。）

二 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額（令第二十七条の四第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

三 当該申請を行う施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十七条の四第一項各号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う施設給付決定保護者と同一の世帯に属する当該施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五十八条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）であつて、同一の月に指定施設支援又は障害福祉サービス（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び施設給付決定保護者証番号、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

② (略)

第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定める施設給付決定保護者は、当該施設給付決定に係る障害児が二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第二項第四号に掲げる者に該当するものとする。

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 指定入所支援を受けている指定障害児入所施設等の名称

(削除)

② 前項の申請書には、入所受給者証を添付しなければならない。

③ 都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を入所受給者証に記載することとする。

一 特定入所障害児食費等給付費の額

二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

④ 第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第二十五条の七第四項中「第二項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは、「入所受給者証」とする。

第二十五条の二十 削除

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 指定施設支援を受けている指定知的障害児施設等の名称

三 令第二十七条の二第一項第四号に該当する旨

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第二十七条の二第一項第四号に該当する者であることを証する書類

二 施設受給者証

③ 都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者証に記載することとする。

一 特定入所障害児食費等給付費の額

二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

④ 第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第二十五条の七第四項中「第二項第一号及び第二号」とあるのは、「第二十五条の十九第二項第一号及び第二号」とする。

第二十五条の二十 第二十五条の十三の規定は、法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人について準用する。

第二十五条の二十一 法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定を受けようとする者は、次の各号(障害児入所医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三・四 (略)

五 医療法第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。並びに設備の概要

七 (略)

八 施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所

九・十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費(障害児入所医療を提供する場合に限る。)の請求に関する事項

十四 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五

働省令で定める法人について準用する。

第二十五条の二十一 法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定知的障害児施設等(指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。)の指定を受けようとする者は、次の各号(障害児施設医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三・四 (略)

五 医療法第七条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 (略)

八 施設の管理者の氏名、経歴及び住所

九・十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る障害児施設給付費及び障害児施設医療費(障害児施設医療を提供する場合に限る。)の請求に関する事項

の十五第二項各号（法第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十四条の十第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十二 指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限るものに限る。）、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を

十四 その他指定に関し必要と認める事項
② 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定知的障害児施設等の指定の更新について準用する。

第二十五条の二十二 指定知的障害児施設等の設置者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限るものに限る。）、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定知的障害児施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書

記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている施設の数が二十未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。

二 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定

類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十五第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

第二十五条の二十三の二 法第二十四条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、診療所とする。

を受けている施設の数が二十以上の指定障害児入所施設等の設置者の場合に限る。)

四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている施設の数が百以上の事業者の場合に限る。)

② 指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。

③ 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十三の三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第一項の権限を行つた結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十三の四 厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児入所施設等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定に基づき、毎月、障害児入所医療費を支給するものとする。

② 入所給付決定に係る障害児が指定障害児入所施設等から障害児入所医療を受けたときは、法第二十四条の二十第三項の規定に基づき入所給付決定保護者に支給すべき障害児入所医療費は当該指定障害児入所施設等に対して支払うものとする。

第二十五条の二十四の二 令第二十七条の十三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに法律第三十四号第一條の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三條の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五條の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び

を受けている施設の数が二十以上の指定障害児入所施設等の設置者の場合に限る。)

四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている施設の数が百以上の事業者の場合に限る。)

② 指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならぬ。

③ 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十三の三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第一項の権限を行つた結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十三の四 厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児入所施設等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定に基づき、毎月、障害児施設医療費を支給するものとする。

② 施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、法第二十四条の二十四第四項の規定に基づき施設給付決定保護者に支給すべき障害児施設医療費は当該指定知的障害児施設等に対して支払うものとする。

第二十五条の二十四の二 令第二十七条の十一第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十一第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。)(第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三條の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五條の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)に基

遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法他の法律において準用する場合を含む。

() に基づく障害補償
十一 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第二十五条の二十四の四 令第二十七条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の五 令第二十七条の十三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十五 令第二十七条の十三第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（十八歳以上の入所者）（法第二十四条

に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）他の法律において準用する場合を含む。() に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第二十五条の二十四の四 令第二十七条の十一第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の五 令第二十七条の十一第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十五 令第二十七条の十一第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（加齢児）（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設

の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下同じ。)にあつては、一万円)を下回る場合には千円(十八歳以上の入所者にあつては、一万円)とする。)とする。)とする。ただし、令第二十七條の十三第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

② 前項の規定にかかわらず、要保護者である者であつて、令第二十七條の十三第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替へて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円(十八歳以上の入所者にあつては、一万円)としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円(十八歳以上の入所者にあつては、一万円)とする。

第二十五條の二十六、都道府県知事が法第二十四條の二十一において準用する法第二十一條の三第一項の規定に基づき障害児入所医療費の審査を行うこととしている場合には、指定障害児入所施設等の審査を行うこととしている場合には、指定障害児入所施設等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定障害児入所施設等が行つた医療に係る障害児入所医療費を請求するものとする。

給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下同じ。)にあつては、一万円)を下回る場合には千円(加齢児にあつては、一万円)とする。)とする。ただし、同条第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

② 前項の規定にかかわらず、要保護者(生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。)である者であつて、令第二十七條の十一第一項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替へて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円(加齢児にあつては、一万円)としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円(加齢児にあつては、一万円)とする。

第二十五條の二十六、都道府県知事が法第二十四條の二十一において準用する法第二十一條の三第一項の規定に基づき障害児施設医療費の審査を行うこととしている場合には、指定知的障害児施設医療費の審査を行うこととしている場合には、指定知的障害児施設等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定知的障害児施設等が行つた医療に係る障害児施設医療費を請

② 前項の場合において、都道府県知事は、当該指定障害児入所施設等に対し、都道府県知事が当該指定障害児入所施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九條に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児入所医療費を支払うものとする。

③ 法第二十四條の二十一において準用する法第二十一條の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十五條の二十六の二、法第二十四條の二十四第一項に規定する厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等は、指定障害児入所施設等とする。

第二十五條の二十六の三、法第二十四條の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保護者(同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対象保護者との続柄

求するものとする。

② 前項の場合において、都道府県知事は、当該指定知的障害児施設等に対し、都道府県知事が当該指定知的障害児施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九條に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児施設医療費を支払うものとする。

③ 法第二十四條の二十一において準用する法第二十一條の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

- ② 前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。
- ③ 市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び第一条の二の五に規定する期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同条に規定する期間等を通所受給者証に記載することとする。
- ④ 支給期間は、障害児支援利用援助を実施する月から通所給付決定保護者に係る通所給付決定の有効期間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

第二十五条の二十六の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、障害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。

- 一 障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- 二 障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。
- ② 前項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該障害児相談支援給付費に係る障害児相談支援対象保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めるものとする。
- 一 障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした旨
- 二 通所受給者証を提出する必要がある旨
- 三 通所受給者証の提出先及び提出期限
- ③ 前項の障害児相談支援対象障害者等の通所受給者証が既に市町村

に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

④ 市町村は、第一項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、通所受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

第二十五条の二十六の五 市町村は、法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき、毎月、障害児相談支援給付費を支給するものとする。

第二十五条の二十六の六 法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四

年厚生労働省令第 号) 第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。) の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の請求に関する事項

十二 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号(同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。)(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)(に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。))

十三 役員の名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと(事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定障害児相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としていること又は身近な地域に指定障害児相談支援事業者がないことを含む。)

二 障害者自立支援法第八十九条の二に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制をとつていること。

制をとつていること。

三 当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該障害児相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

③ 法第二十四条の二十九第一項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)(に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)(については、市長村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

④ 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十六の七

指定障害児相談支援事業者は、前条第一項

第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)(、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)(については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、こ

の限りでない。

② 指定障害児相談支援事業者は、休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

③ 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害児相談支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第二十五条の二十六の八 法第二十四条の三十八第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めることによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十六の九 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者の場合に限る。）
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者の場合に限る。）

② 指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十六の十 法第二十四条の三十九第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十六の十一 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った市町村長に通知しなければならない。

第三十六条の三十の二 法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八 事業開始の予定年月日

② 法第三十四条の三第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十の三 法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十一 法第二十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇八（略）

② 法第三十四条の四第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二 法第二十四条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇四（略）

第三十六条の三十三 法第二十四条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇九（略）

② 法第三十四条の十二第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十四 法第二十四条の十二第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇四（略）

第三十六条の三十五 法第二十四条の十三に規定する厚生労働省令で

第三十六条の三十一 法第三十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇八（略）

② 法第三十四条の三第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二 法第三十四条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇四（略）

第三十六条の三十三 法第三十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇九（略）

② 法第三十四条の十一第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十四 法第三十四条の十一第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 〇四（略）

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で

定める基準は、次のとおりとする。
一〇四 (略)

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一〇六 (略)

② 市町村は、法第三十四条の十五第一項の規定による届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一〇四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十六に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)
二 家庭的保育者は、法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者であること。
三〇八 (略)

② (略)
第三十六条の三十九 法第三十四条の十八に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一〇五 (略)

定める基準は、次のとおりとする。
一〇四 (略)

第三十六条の三十六 法第三十四条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一〇六 (略)

② 市町村は、法第三十四条の十四第一項の規定による届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一〇四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)
二 家庭的保育者は、法第十八条の五各号及び法第三十四条の十九第一項第四号のいずれにも該当しない者であること。
三〇八 (略)

② (略)
第三十六条の三十九 法第三十四条の十七に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一〇五 (略)

② 法第三十四条の十八に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第三十六条の四十 法第三十四条の十九に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。
一〇七 (略)

第三十六条の四十一 (略)
一〇七 (略)
② (略)
③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一〇三 (略)

四 法第三十四条の二十第一項各号(養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

④ (略)

第三十六条の四十三 (略)

一 (略)

二 法第三十四条の二十第一項第一号に該当するに至つた場合その後见人又は保佐人

三 本人又はその同居人が法第三十四条の二十第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人

四 (略)
② (略)

② 法第三十四条の十七に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第三十六条の四十 法第三十四条の十八に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。
一〇七 (略)

第三十六条の四十一 (略)
一〇七 (略)
② (略)
③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一〇三 (略)

四 法第三十四条の十九第一項各号(養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

④ (略)

第三十六条の四十三 (略)

一 (略)

二 法第三十四条の十九第一項第一号に該当するに至つた場合その後见人又は保佐人

三 本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人

四 (略)
② (略)

第三十六条の四十四 (略)

一、四 (略)

- ② (略)
- 一 法第四十五条第三項又は第四十八条の規定に違反した場合
- 二 (略)
- ③ (略)

第四章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第三十九条の二 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三十二条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くこととすることができる。

② 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項(法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。)(の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務)に關して地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者(国民健康保険組合を除く。)を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の

第三十六条の四十四 (略)

一、四 (略)

- ② (略)
- 一 法第四十五条第二項又は第四十八条の規定に違反した場合
- 二 (略)
- ③ (略)

(新設)

(新設)

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の

規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号から第九号まで及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一、五 (略)
- 六 法第二十一条の五の二十六第一項及び第四項(法第二十四の十九の二において準用する場合を含む。)(に規定する権限)
- 七 法第二十一条の五の二十七(法第二十四の十九の二において準用する場合を含む。)(に規定する権限)
- 八 法第二十四条の三十九第一項及び第四項に規定する権限
- 九 法第二十四条の四十に規定する権限
- 十、十一 (略)
- ② 法第五十九条の八第二項及び令第四十七条第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)(が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第一條の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第一條の三十一第一項		相談所設置市の市長

規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一、五 (略)
- 六、七 (略)
- ② 法第五十九条の八第二項及び令第四十七条第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)(が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第一條の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第一條の三十一第一項		相談所設置市の市長
第一條の三十六		

第一條の三十六			
第一條の三十七			
第一條の三十八			
第四條第一項	都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内	
第四條第二項	都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内	
第五條			
第八條第一項及び第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第八條第三項	都道府県は、 都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市は、 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第十條第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第十一條			
第十四條			
第十五條			
第十六條			
第十八條第一項			
第十八條の二十七			
第十八條の二十八			
第十八條の二十九			
第十八條の三十			
第十八條の三十二第一項			
第十八條の三十二第二項			
第十八條の三十五			
第二十五條の七	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市	
第二十五條の九			

第一條の三十七			
第一條の三十八			
第四條第一項	都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内	
第四條第二項	都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内	
第五條			
第八條第一項及び第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第八條第三項	都道府県は、 都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市は、 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第十條第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第十一條			
第十四條			
第十五條			
第十六條			
第十八條第一項			
第二十五條の七	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市	
第二十五條の九			

第二十五條の十一			
第二十五條の十四			
第二十五條の十七			
第二十五條の十九			
第二十五條の二十一	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第二十五條の二十二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市	
第二十五條の二十四	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第二十五條の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第二十六條			
第二十七條			
第三十二條において準用する第二十六條			
第三十二條において準用する第二十七條			
第三十四條の二	市町村長を経て 都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長に	
第三十四條の三	に		
第三十六條の二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市	
第三十六條の八第三項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第三十六條の二十四			
第三十六條の二十六			
第三十六條の二十六第一項	都道府県	指定都市及び児童相談所	

第二十五條の十一			
第二十五條の十四			
第二十五條の十七			
第二十五條の十九			
第二十五條の二十一	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第二十五條の二十二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市	
第二十五條の二十四	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第二十五條の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第二十六條			
第二十七條			
第三十二條において準用する第二十六條			
第三十二條において準用する第二十七條			
第三十四條の二	市町村長を経て 都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長に	
第三十四條の三	に		
第三十六條の二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市	
第三十六條の八第三項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	
第三十六條の二十四			
第三十六條の二十六			
第三十六條の二十六第一項	都道府県	指定都市及び児童相談所	

第二項、第四項及び第五項	設置市	指定都市の市長及び児童相談所
第三十六條の二十七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の二十八第一項及び第二項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の二十九第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の三十一第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の三十三第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の四十一第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の四十二第一項及び第二項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の四十三第一項及び第二項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の四十四第一項、第二項及び第三項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の四十六第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第二項、第四項及び第五項	設置市	指定都市の市長及び児童相談所
第三十六條の二十七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の二十八第一項及び第二項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の二十九第一項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の三十一第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の三十三第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の四十一第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の四十二第一項及び第二項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の四十三第一項及び第二項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の四十四第一項、第二項及び第三項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六條の四十六第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第二項	設置市	指定都市及び児童相談所
第三十六條の四十七第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十七條第四項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十七條第五項	市町村	指定都市及び児童相談所設置市以外の市町村
第三十七條第六項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十八條第二項及び第三項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十九條第一項	都道府県の知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十九條第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第四十九條の七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第二項	設置市	指定都市及び児童相談所
第三十六條の四十七第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十七條第四項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十七條第五項	市町村	指定都市及び児童相談所設置市以外の市町村
第三十七條第六項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十八條第二項及び第三項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十九條第一項	都道府県の知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十九條第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第四十九條の七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第五十條の三 令第四十五條第二項の規定により、地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第八條第一項及び第一項 都道府県知事 中核市の市長

第五十條の三 令第四十五條第二項の規定により、地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第八條第一項及び第一項 都道府県知事 中核市の市長

(削除)

第五十一条の四 都道府県は、法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定に基づき、障害児施設給付費等（法第五十条第六号の四の障害児施設給付費等をいう。）を支給するときは、毎月、支給するものとする。

(削除)

第五十一条の四の二 令第五十条の二の二に規定する指定知的障害児施設等に入所する加齢児（以下「令第五十条の二の二加齢児」という。）に関する第二十五条の十五第一号及び第二号の規定の適用については、当該加齢児は、施設給付決定保護者である特定支給決定障害者とみなす。

(削除)

第五十一条の七 令第五十条の八の規定により読み替えて適用する令第二十七条の十一第一項第二号及び第三号に規定する加齢児の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当該各号に定める額（令第二十七条の十一第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の用途に充てることを目的として支給され、当該用途に費消される金銭その他指定施設支援に要する費用に充てることができる収入として都道府県が認めた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該指定施設支援のあつた月の属する年の前

年の租税及び社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。）の費用を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額として都道府県が認定した額（次号において「認定月収額」という。）が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額（同号に規定する食事療養標準負担額及び令第五十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二十第二項第二号に規定する生活療養標準負担額の合計額に限る。次号において同じ。）と令第二十七条の十一第二項第三号に掲げる額の合計額を下回る加齢児 零

二 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える加齢児 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額